

## 1. 派遣法の改正

政権交代の影響か、派遣法が改正が予定されています。厚生労働省は、今年の通常国会に法案を提出するようですので、今回は、その案について、簡単にご紹介いたします。

大きく変わるのが、仕事のあるときだけ働くという雇用形態の登録型派遣です。この形態の派遣は、期間満了による雇い止めなど、雇用に不安定さをもたらし、また、低賃金ということもあって、批判にさらされていたところですが、改正案が可決されれば、原則禁止となります。例外として、秘書や通訳などの専門性の高い職種や高齢者派遣、育児休業などの代替要員の派遣などは除かれます。製造業派遣は、常に派遣元と雇用契約を結ぶ常用型派遣でしか行えなくなります。今回は3年間の猶予措置があるようですから、その間に、これまで登録型派遣を受けていた事業所は、対応を考えてくださいということになります。ところで、登録型派遣で働く人には、女性が多いとのことで、すべての業務を規制対象にしてしまっただけでは、女性の社会進出に影響が出ることも考えられるため、需要の高い一部の業務はさらに2年間の猶予措置があるようです。一部の業務とは今後詰めるということですが、一般事務などが対象になるものと思われます。

派遣先が違法行為をした際、派遣社員が希望すれば、直接雇用を申し込んだものとみなす制度も新たにできます。正社員と派遣社員との均等待遇も、当然のことながら、求められます。

また、登録型派遣の一種である日雇い派遣(契約期間が2ヶ月以内)は、今後は禁止となります。



## 2. 懲戒処分が有効となる要件

職場の秩序維持の為に、従業員の非違行為に対し「懲戒処分」を行うことは多くの企業でルール化されています。

企業がこれを行わせることは認められていますが、平成 20 年 3 月施行の労働契約法(15 条)においても、労働者の行為の性質、態様などの事情に照らし客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には権利濫用にあたり当該懲戒は無効とする、と定めており、有効とされるには右表のとおり一定の要件が必要となります。

この要件としては、懲戒事由が就業規則に定められている、処分の種類・内容が就業規則に定められている、非違行為と処分とのバランス、平等な取り扱い、適正な手続、二重処分の禁止、などが挙げられます。

は、処分の対象となる事由(行為)、処分の種類・内容があらかじめ定められているか、ということ指します。

懲戒事由と処分の種類・内容が定められていたとして、次に の要件、従業員の行為に比べて課される懲戒処分が重過ぎないかどうか、ということが注意すべき点になります。また、先例などと比べ、同種・同程度の行為に対して同種・同程度の処分であるか( )も注意すべき点です。では、就業規則等で懲戒処分の手続(例えば「賞罰委員会」で審議する等)を定めている場合はその手続に従い処分を行うということがあり、また、特に重い処分の場合など、本人に弁明の機会を付与することがあります。非違行為を繰り返した場合に前回の件を考慮して処分を決定することはできませんが、既に処分した行為に再度処分を課すことは の二重処分に該当し、禁止されています。

なお、懲戒処分について就業規則に定めた場合には、その適用を受ける労働者に対して就業規則の内容を周知し、就業規則自体に有効性があると認められる、という前提となる要件があることも注意が必要です。

## 3. PR 日本法令 セミナー講師 ~ 社労士向け独立開業講座 ~

毎年2月~3月にかけて行われる、日本法令主催の社会保険労務士向けのセミナー講師を、今年もいたします。第3日目の「社会保険と労働保険の実務」を担当します。

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-33-7-701  
TEL:0422 - 24 - 8625  
FAX:0422 - 24 - 8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

### 編集後記

サンタからのクリスマスプレゼントのたまごっちD。昔むかし流行っていたものから比べると恐ろしい進化に驚きました。カラーだし、携帯から最新アイテムをダウンロードできたり、友達のたまごっちと通信したり...。世の電子化の波に後れを取っている気分でした。お世話をちゃんとするとかわいく育ち、怠るとブサイクキャラになるというのは大筋では、変わっていませんが、今は成人?になると、結婚相手を探しにお見合いパーティーに参加し、良い血筋(かわいいキャラ)と結婚できれば、かわいい子が生まれ、さらに世話をいっぱいすると人気者のキャラに成長します。人気者のキャラになればうれしいですが、ヘソ曲がりキャラになっても、それはそれで、また案外いとおしゃべりします....。(秋山)